

清須市地域包括支援センター設置要綱

(設置)

第1条 市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第2項の規定に基づき、地域包括支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 地域包括支援センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(開設時間)

第3条 地域包括支援センターの開設時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休業日)

第4条 地域包括支援センターの休業日は、次に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(雑則)

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表清須市地域包括支援センターさわやかの項の規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 この告示の施行のために必要な準備行為は、前項ただし書に規定する日前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

名称	位置
清須市地域包括支援センター	清須市一場古城604番地15
清須市地域包括支援センターさわやか	清須市西枇杷島町住吉1番地1